

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部決定.....	(自然環境課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	1
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定.....	(土地改良指導課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	1
○土地改良事業の施行の同意.....	(土地改良指導課)	1
○土地改良区の役員の退任の届出.....	(土地改良指導課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	4
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(技術管理課)	4
○河川区域の変更等により生じた廃川敷地等.....	(河川課)	6
○河川区域の指定の一部改正.....	(河川課)	6
○河川予定地の指定の一部改正.....	(河川課)	6
○二級河川の指定の廃止.....	(河川課)	6
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(物品管理課)	6

支 庁 告 示

○貸金業の規則等に関する法律第37条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の取消処分に関する告示.....	7
---	---

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	7
----------------------	---

告 示

北海道告示第363号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定に基づき、暑寒別天売焼尻国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び留萌支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

単独施設

公園事業の名称 位 置
白 浜 野 営 場 苫前郡羽幌町（白浜）（焼尻島）

北海道告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月23日、知内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、秩父別土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年4月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第366号

道営土地改良（朝日地区経営体育成基盤整備（区画整理、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成16年4月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ				北海道知事 高 橋 はるみ			
同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類	1(1)	保安林予定森林の所在場所	上川郡比布町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
平成16. 3.17	小清水町	浜小清水南	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	(2)	指定の目的	水源のかん養	
同 16. 3.25	標茶町	中御卒別8号沢支線	同	(3)	指定施業要件		
				ア 立木の伐採の方法			
				(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 比布町（次の図に示す部分に限る。）			
				(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。			
				(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
				(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
				イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			
北海道告示第368号							
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、比布土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。							
平成16年4月2日							
				北海道知事 高 橋 はるみ			
退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所				
平成16. 3.18	監事	鎌倉 誠	上川郡比布町北6線11号				
北海道告示第369号							
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。							
平成16年4月2日							
				北海道知事 高 橋 はるみ			
1	保安林予定森林の所在場所	厚岸郡浜中町湯沸384・393（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）		2(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡鷹栖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）			
2	指定の目的	干害の防備		(2) 指定の目的 水源のかん養			
3	指定施業要件			(3) 指定施業要件			
(1) 立木の伐採の方法				ア 立木の伐採の方法			
ア 主伐は、択伐による。				(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。			
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。				(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。				(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。				イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）							
北海道告示第370号							
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。							
平成16年4月2日							

4(1) 保安林予定森林の所在場所 旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 旭川市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 6(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 美瑛町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 7(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡東川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 8(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上士幌町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 9(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 鹿追町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 10(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
---	--

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 新得町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 11(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第372号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第373号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- 北海道土木工事設計積算電算システム端末機器の賃貸借 一式
- サーバ 68組 1月当たりの単価
- ソフトウェア 68組
- パソコン 7台
- プリンタ 2台
- カラープリンタ 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年9月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。
- ア 申請の時期 平成16年4月2日（金）から16日（金）まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室技術管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁別館西棟会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部建設管理室技術管理課）
- (2) 入札日時 平成16年5月17日（月）午前10時（送付による場合は、平成16年5月14日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当りの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当りの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道建設部建設管理室技術管理課
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
A . Nature and quantity of the products to be procured :

Nature	Quantity
a . Server	68 sets
b . Software	68 sets
c . Personal Computer	7 sets
d . Printer	2 sets
e . Color Printer	1 set
B . Date and time for tender : 10 : 00 A. M., May 17, 2004.	
C . Contact point of notice : Technological Management Division, Office of Construction Management, Depatment of Construction, Hokkaido Goverment, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Extension 29-167	

北海道告示第374号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河 川 の 名 称	一級河川石狩川水系恵岱別川
2 廃川敷地等は生じた年月日	平成16年4月2日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置	雨竜郡北竜町字和193番地先から同140番地先まで、同98番2地先から同町字三谷18番1地先まで、同18番1地先から同26番4地先まで、同26番4地先から同22番12地先まで、同23番4地先から同27番12地先まで、同28番6地先から同284番地先まで、同68番1地先から同72番4地先まで、同73番6地先から同74番13地先まで、同76番17地先から同76番8地先まで、同郡雨竜郡町字恵岱別109番19地先から北竜町字三谷87番3地先まで、同87番3地先から同212番1地先まで及び同466番地先から同212番3地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 357,796.34㎡

北海道告示第375号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年4月2日
北海道知事 高 橋 はるみ
表の2一級河川恵岱別川の項図面の欄中「第1号図から第5号図まで」を「第1号図の2」に改める。

北海道告示第376号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成16年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の2一級河川恵岱別川の項図面の欄中「第1号図から第3号図まで」を「第1号図の2」に改める。

北海道告示第377号

昭和60年北海道告示第1413号（二級河川の指定）の一部を廃止する。
平成16年4月2日
北海道知事 高 橋 はるみ
天野川水系の項を削る。

北海道告示第378号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成16年4月2日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) P P C用紙A 4 再生上質紙 1枚当たり単価 70,000,000枚
(2) 同 A 3 同 1枚当たり単価 3,000,000枚
- 2 落札を決定した日
平成16年3月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
1の(1)及び(2)
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
(1) P P C用紙A 4 再生上質紙 1枚当たり単価 0.43円
(2) 同 A 3 同 1枚当たり単価 0.88円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成16年北海道告示第149号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局物品管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成16年4月2日から5月7日まで (イ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (ウ) 申請書類の提出先 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） イ 入 札 日 時 平成16年5月14日 午前10時（送付による場合は、必着） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 (4)に同じ。 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落 札 者 の 決 定 方 法															
支 庁 告 示																
北海道石狩支庁告示第11号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取消したので、同法41条第1項の規定により公告する。 平成16年4月2日 北海道石狩支庁長 渡 部 道 博 <table><tr><td>住 所</td><td>商号又は名称</td><td>氏 名</td><td>登 録 番 号</td><td>登録取消年月日</td></tr><tr><td>札幌市中央区宮の森2条5丁目4番12号</td><td>なし</td><td>水 野 四 郎</td><td>北海道知事(2) 石第02274号</td><td>平成16. 3.22</td></tr><tr><td>札幌市中央区南9条西13丁目2番6号</td><td>株式会社札幌商会</td><td>代表取締役 水 野 四 郎</td><td>北海道知事(5) 同 石第01348号</td><td></td></tr></table>		住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日	札幌市中央区宮の森2条5丁目4番12号	なし	水 野 四 郎	北海道知事(2) 石第02274号	平成16. 3.22	札幌市中央区南9条西13丁目2番6号	株式会社札幌商会	代表取締役 水 野 四 郎	北海道知事(5) 同 石第01348号	
住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日												
札幌市中央区宮の森2条5丁目4番12号	なし	水 野 四 郎	北海道知事(2) 石第02274号	平成16. 3.22												
札幌市中央区南9条西13丁目2番6号	株式会社札幌商会	代表取締役 水 野 四 郎	北海道知事(5) 同 石第01348号													
道 警 察 本 部 告 示																
北海道警察本部告示第50号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年4月2日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1(1) 入 札 に 付 す る 事 項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 ミニパトカー 40台 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成16年8月13日 エ 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の																

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 開札の時に、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(11) Summary

- A . The nature and quantity of products to be procured :
Small Sized Patrol Cars (Not more than 660 cc in displacement) : 40
- B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., May 14, 2004
- C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

2(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする物品等の名称及び数量 交通パトカー（レーダー車） 10台
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- ウ 納入期日 平成16年8月31日
- エ 納入場所 契約担当者等の指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

1の(2)に同じ。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

1の(3)に同じ。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 1の(5)のアに同じ。

イ 入札日時 平成16年5月14日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

1の(6)に同じ。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

1の(7)に同じ。

(8) 落札者の決定方法

1の(8)に同じ。

(9) 契約書作成の要否

1の(9)に同じ。

(10) その他

ア 開札の時に、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

1の(10)のイに同じ。

(11) Summary

- A . The nature and quantity of products to be procured :
Traffic Patrol Car (A car equipped with a speed reder) : 10
- B . Bid tendering time and date : 10 : 30 A. M., May 14, 2004
- C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 5 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - 6 この入札の執行は、公開する。
 - 7 詳細は、入札説明書による。
-

